

○宮城県交通安全対策会議条例

昭和四十五年十月十五日
宮城県条例第三十四号

宮城県交通安全対策会議条例をここに公布する。

宮城県交通安全対策会議条例

(趣旨)

第一条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第十七条第五項の規定に基づき、宮城県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第三条 次の各号に掲げる者のうちから指名され、又は任命される委員の数は、当該各号に定める人数以内とする。

一 県の内部の職員 八人

二 市町村長 二人

三 消防機関の長 二人

四 その他知事が必要と認める者 三人

2 前項第二号から第四号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(特別委員)

第四条 特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社その他陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

2 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 特別委員は、非常勤とする。

(幹事)

第五条 会議に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命し、又は指名する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（昭和六十二年条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年条例第百五十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年条例第二百七十四号）

この条例は、公布の日から施行する。